

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

専属薬剤師配置免除許可申請書

専属の薬剤師を置かないことについて許可を受けたいので、医療法第18条ただし書き及び同法施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 病院又は診療所の名称	(フリガナ)						
2 開設場所	〒						
	TEL		FAX				
3 診療科目 (※欄外「注意1~4」参照)							
4 現在の許可病床数		一般	療養	精神	結核	感染症	計
	開設又は変更許可病床数	床	床	床	床	床	床
	使用許可病床数	床	床	床	床	床	床
5 1日平均外来患者数							
6 1日平均入院患者数							
7 1日平均調剤数 (※欄外「備考2」参照)							
8 専属薬剤師を 配置しない理由							

(注意)

- 1 医療法施行令第3条の2に規定されている診療科名であること。
- 2 医療法第6条の6第1項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」である。
- 3 診療科名に「・」を使用している場合は、診療科名を区切る際は「、」を使用し、「・」を使用しないこと。

(備考)

- 1 患者数については、直近1年間の1日平均数(新規開設、再開の場合は推定数による)を記入すること。
- 2 「調剤数」の算定については処方ごとに調剤数を加算し、2種以上の薬剤を調剤する場合には以下の算定によること。

[内服薬]

- ・1回の処方に係る調剤について、服用時点が同時で、かつ、服用回数が同じであるものについては1剤(配合不適など調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合及び固形剤と内服液剤の場合、並びに内服錠とチュアブル錠等のように服用方法が異なる場合については別剤)とする。

[浸煎薬、頓服薬]

- ・1回の処方に係る調剤について1剤とする。

[外用薬]

- ・1回の処方に係る調剤について、次の区分により別剤として算定する。
液剤、湿布剤、散布剤、塗布剤、点眼剤、点耳剤、点鼻剤、座剤、浣腸剤、トローチ剤